事 務 連 絡 令和5年8月4日

都道府県 市 町 村 衛生主管部(局) 御中 特 別 区

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今後の新型コロナワクチン接種について(その6)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 本年度の新型コロナワクチン接種については、現在、令和5年春開始接種の実施に取り組んでいただいているところです。

8月2日より開催(持ち回り)された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(以下「分科会」という。)において、初回接種等に用いるワクチンの種類及び本年度秋冬の追加接種で使用するワクチンの種類等について検討が行われました。

秋冬の接種(以下「令和5年秋開始接種」という。)については、今後分科会において、 最終的な結論を得ることとしておりますが、今回の分科会の議論を踏まえた現時点の方針 を下記のとおりお知らせしますので、各都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。) におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、順次準備を進めていただきますようお 願いします。

記

1. 初回接種等の実施について

(1) 初回接種について

8月2日にオミクロン株対応2価ワクチンの初回接種の使用が薬事承認されたところ、初回接種に用いるワクチンをより高い効果が見込まれるものとすることが適当であることから、既に供給されているファイザー社のオミクロン株 (BA.1及びBA.4-5)対応2価ワクチン及び5~11歳用オミクロン株 (BA.4-5)対応2価ワクチンを、8月7日より成人及び小児の初回接種に用いることとする。

ただし、8月7日以降であっても令和5年秋接種開始までの間に従来型ワクチンを接種した場合も間違い接種との扱いはしないこととするため、医療機関にその旨、周知をお願いしたい。

(2) 6歳以上 11歳以下の者に対するオミクロン株 (BA. 4-5)対応 2価ワクチンの接種 について

8月2日にモデルナ社オミクロン株 (BA. 4-5) 対応2価ワクチンの6歳以上11歳以下の者への使用が薬事承認されたことを踏まえ、8月7日より同ワクチンを令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種の使用ワクチンに位置づけ、初回接種を完了し、前回の新型コロナワクチン接種の終了後3か月以上経過した6歳以上11歳以下の対象者に対して接種可能とする。

2. 令和5年秋開始接種について

令和5年秋開始接種は、9月20日から開始することとし、現在の流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応1価のワクチンの使用を基本とすること。

これに伴い、令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種は9月19日をもって終了となるため、各市町村においては、住民に対して、令和4年秋開始接種及び令和5年春開始接種の終了時期を周知し、未接種であってこれらの接種を希望する者には早期の接種予約を促すこと。

なお、令和5年8月末までの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関しては、令和5年3月24日付け事務連絡でお示ししたとおりであるが、9月以降の当該事業の内容に関しては、改めてお示しする。

3. その他

上記1・2以外の今後の新型コロナワクチン接種に係る現時点の方針については、「今後の新型コロナワクチン接種について(その5)」(令和5年6月16日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)を参照すること。

以上

事 務 連 絡 令和5年6月16日

各 都道府県 市 町 村 衛生主管部(局) 御中 特 別 区

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今後の新型コロナワクチン接種について(その5)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 本年度の新型コロナワクチン接種については、現在、令和5年春開始接種の実施に取り組んでいただいているところです。

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(以下「分科会」という。)において、本年度秋冬の追加接種で使用するワクチンの種類等について検討が行われました。 秋冬の接種については、今後分科会において、対象者等を含めた全体の在り方を再確認した上で、最終的な結論を得ることとしておりますが、本日の分科会の議論を踏まえた現時点の方針を下記のとおりお知らせいたしますので、各都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)におかれましては、本事務連絡の内容等を踏まえて、順次必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1. 今後の新型コロナワクチン接種について

本日の分科会の議論を踏まえた今後の新型コロナワクチン接種の方針は以下のとおり。 (下線部は、「今後の新型コロナワクチン接種について(その4)」(令和5年3月7日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)でお示しした内容からの主な変更点)

(1)接種の法的位置づけについて

2023 年度の1年間は、特例臨時接種(※)を継続することにより、接種を行う。なお、2024 年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当。

(※) 令和4年12月9日に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号。以下「改正法」という。)第5条の規定により

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定は削除され、改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、改正後の予防接種法第6条第3項の規定によるものとみなして、実施を継続することを可能としている。

(2) 2023 年度の追加接種のスケジュールについて

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会(以下「基本方針部会」という。)の取りまとめを踏まえ、有効性の持続期間等から検討を行い、追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬(9月から12月)にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏(5月から8月)にかけて前倒してさらに1回接種を行う。

春夏の接種(以下「令和5年春開始接種」という。)は、5月8日から開始し、これに伴い、12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種は5月7日をもって終了したところ。また、令和5年春開始接種は、秋冬の接種の開始の際(具体的な開始期日については今後お示しする予定)に終了することを予定しているため、各市町村においては、住民に対して、令和5年春開始接種を受けることを希望する者は8月末までに接種予約を行うよう周知すること。

なお、5歳以上11歳以下の者に対する接種については、(6)②に記載のとおりとする。

(3) 2023 年春夏の追加接種について

注種対象者

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い 65 歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものに接種を行うとともに、第二期追加接種(従来ワクチンの4回目接種)の際と同様、重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者にも接種機会を提供する。

なお、令和5年春開始接種は5月から8月にかけて実施することとなるが、各ワクチンについては、薬事上規定される接種間隔(最終接種から少なくとも3か月)を空けて実施する必要があることに留意すること。

②使用するワクチン

オミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とする。その際、何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない方の選択肢を確保するため、組換えタンパクワクチン等も使用可能とする。

なお、既存のオミクロン株対応2価ワクチンについても、XBB 系統流行下での約2 か月間の観察期間において、感染予防効果は減衰するものの、約7割の死亡予防効果 が確認されている(※)ことから、重症化リスクが高い春夏の接種の対象者に対して は、引き続き、適切に接種を受けていただけるよう働きかけを行うこと。 (※) 参考文献: Lin DY, Xu Y, Gu Y, Zeng D, Sunny SK, Moore Z. Durability of Bivalent Boosters against Omicron Subvariants. N Engl J Med. 2023;10.1056/NEJMc2302462.

(4) 2023 年秋冬の追加接種について

①接種対象者

追加接種可能な全ての年齢の者を対象とする。

②使用するワクチン

現在の流行主流株であるオミクロン株 XBB.1 系統の成分を含有する1 価のワクチンの使用を基本とする。

(5) 公的関与規定の適用について

2023 年度において、令和5年春開始接種以降の接種については、65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外のものについては、予防接種法第8条(接種勧奨)及び第9条(努力義務)の規定の適用を除外する。

(6) その他

①初回接種の実施について

特例臨時接種の実施期間である 2023 年度の1年間は、引き続き、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に初回接種を実施することとする。

②5歳以上11歳以下の者に対するオミクロン株 (BA. 4-5)対応2価ワクチンの接種について

2月28日にファイザー社の5~11歳用オミクロン株(BA.4-5)対応2価ワクチンが薬事承認されたことを踏まえ、同ワクチンを令和4年秋開始接種の使用ワクチンに位置づけ、初回接種を完了(第一期追加接種を完了している場合も含む。)し、前回の新型コロナワクチン接種の終了後3か月以上経過した全ての5歳以上11歳以下の者に対して接種可能とする。

当該接種については、3月8日から開始することとする。(2)のとおり、12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種は5月7日をもって終了することとするが、5歳以上11歳以下の者については、オミクロン株(BA.4-5)対応2価ワクチンの接種開始からの期間が短く、十分な接種機会が確保されていないことから、全ての者に対して、秋冬の接種の開始までの間、接種機会を提供することとする。この点、令和5年春開始接種の開始日(5月8日)以降においては、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものについては、令和4年秋開始接種の実施の有無を問わず、令和5年春開始接種として1回の接種を行うこととし、それ以外の健常な者については、令和4年秋開始接種を未実施である場合に限り、令和4年秋開始接種として1回の接種を行うこととする。

2. 接種実施に当たっての留意事項について

(1)接種体制の整備について

2023 年度の接種体制については、現時点では短期間で集中的に接種を促進するような 状況は見込まれず、また、新型コロナワクチンの安定的な制度の下での接種を見据える と、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当である。なお、必要と する者が身近なところで接種が受けられるよう、各種類のワクチンについて、都道府県 ごとに少なくとも1か所接種可能な医療機関等を確保する必要があることには引き続き 留意する必要があるが、必ずしもそのために集団接種会場を設ける必要はない。

(2)接種券の発行について

2023 年度の接種実施に当たっても、対象者の識別やワクチン接種記録システム (VRS) への記録登録を適切に行うため、接種券を使用して実施する運用とする。

接種券の配布方法については、基礎疾患を有する者等、市町村が必ずしも所在を把握 していない対象者については、第二期追加接種(4回目接種)実施の際と同様、以下の 対応例が考えられるが、各市町村において柔軟に検討して差し支えない。

【接種券配布方法の例】

- ①対象者の申請により接種券を発行する方法
- ②接種会場において接種券を発行する方法
- ③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法
- ④一部の接種対象となる可能性が高い者に接種券を送付する方法
- ⑤接種対象となり得る全ての者に接種券を送付する方法
- ⑥ (医療従事者等については、) 医療機関等ごとに対象を取りまとめて市町村への申請 を行うこととする方法
- (※1)詳細は、「新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)の体制確保について(その3)」(令和4年5月10日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)及び「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」(令和4年7月22日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡)を参照。
- (※2) ③の方法を採る場合にも、引き続き速やかなVRSへの記録登録を行う必要があることに留意すること。

また、予防接種法第8条の接種勧奨の規定が適用されない重症化リスクが高くない者についても、必ずしも予め接種券を送付する必要はなく、上記の対応例も踏まえて、希望者からの申請に応じて接種券を発行する等の取扱いとすることも差し支えない。ただし、その際、接種を希望する者が確実に接種機会を把握できるよう、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条に規定する予防接種の公告等、必要な周知は引き続き行うよう留意すること。

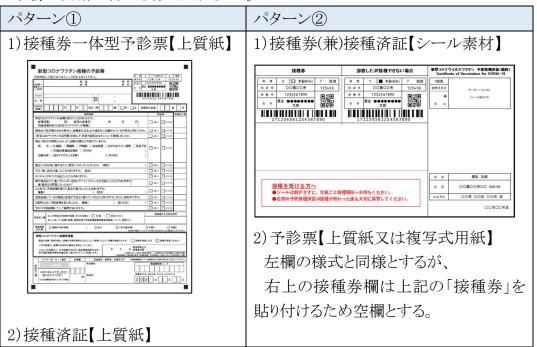
なお、2023 年度の追加接種に係る接種券、接種済証及び接種記録書の様式については、 従来のものから特段の変更を行わないこととし、引き続き各様式の接種回数欄には、当 該被接種者にとっての通算接種回数を印字することとする。<u>なお、接種証明書の様式に</u> ついては、関係省令の改正により、6月19日(予定)から一部変更を行う予定であるた <u>め、留意すること。</u>(各様式の仕様については、<参考>を参照。<u>秋冬の接種においては、</u> 通算接種回数が最大「7」となることを踏まえて一部更新。)

(3) 予算について

令和5年春開始接種に係る経費については、令和5年4月から8月末までの間の経過措置として、上限額を超えた補助を可能としているが、令和5年秋冬の接種を見据え、8月末までの間に上限額の範囲で実施できるよう検討をお願いする。なお、令和5年秋冬の接種の際の上限額等は、現在作業をお願いしている調査結果等を踏まえ、改めてお示しする。

<参考:2023年度の追加接種に係る各様式の仕様> ※赤字が従来からの更新箇所

接種券については、以下の①又は②のいずれかのパターンで作成することとし、接種及び接種後の事務が円滑に行える様式とすること。



① 予診票の様式

予診票は、以下の仕様とする。

(再掲)

項目	仕様	
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること	
紙質	パターン①の場合は、上質紙 55~70kg ベースとすること	
	パターン②の場合は、上質紙又は複写式用紙とすること	
	とし、欄外の(※)を参照すること	
その他	パターン①の場合は、原則として、住所、氏名、生年月	
	日、性別、接種履歴欄に、被接種者の情報を印字するこ	
	と	
	パターン②の場合は、接種券の貼付け枠を設けること	
	(縦 33.0~35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイ	
	ズ)	

厚生労働省のホームページから予診票をダウンロードして印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を100%として印刷を行うこと。

※パターン①の場合、複写式用紙は、国保連における請求支払事務に当たり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則使用しないこと。特段の理由があり、複写式用紙により作成する場合は、以下の2点を遵守し、上記のパターン②の様式で作成すること。

- (i)1枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙)N60(コピー用紙と同等、0.08mm、55~70kg ベース)とすること。
- (ii)記載事項の明瞭さを考慮して、1枚目を国保連提出用とすること。
- ※予診票に色紙を使用したり、接種券の一部を着色したりする場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

② 接種券の様式

接種券の様式

項目	仕様	
サイズ	接種券 1 枚当たり:縦 33.0~35.0mm×横 63.0mm	
紙質	(パターン②の場合)上質紙 52~55kg ベース	
糊加工	(パターン②の場合)普通粘着以上の糊	
必要枚数	・1回のみの接種を想定するため計1枚	
	・(パターン②の場合)「予診のみ」の場合に利用する券を計1枚	
その他	・OCR の読取りに影響のない用紙であること	
	・(パターン②の場合)接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を	
	入れるなどの加工をすること	

- ※(パターン②の場合)上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することは差し支えない。
- ※接種券の一部を着色する場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を 与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

接種券の印字内容

No	印字項目	備考	
No	刊于垻日	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
1	券種	「2」とし、破線で区切り「(口予診のみ)」と印字すること	
2	接種回数	「3回目」、「4回目」、「5回目」、「6回目」又は「7回目」と	
		し、数字と文字の間を破線で区切ること	
		※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナ	
		ワクチン接種回数を印字すること	
3	請求先 • 市町村名(都道府県名+市町村名)		
		・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁)	
		※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留	
		意されたい	
		※掲載 URL	
		https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html	
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め)	
		・市町村において一意となる管理番号とすること	
5	被接種者氏名	•20 文字	

		※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフ	
		ォントを変更することは差し支えない	
6	被接種情報登録	・市町村システム入力支援用	
	用バーコード	•NW-7 規格	
	(任意記載事項)	・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度	
		VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない	
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用	
		・券種(1桁)+回数(1桁)+市町村コード(6桁)+ 券番	
		号(10 桁 <u>·固定値</u>)	
		※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること	
		※OCR ラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること	
		※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けな	
		いこと	
8	二次元コード	・VRSの入力支援用	
		・モデル2の二次元コードとすること	
		・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること	
		・サイズ:縦10 mm×横10 mm	
		 (クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×11 mm程	
		度)	
		11mm×11 mm - 10mm×10 mm	

- ※数字部分の文字フォントとサイズ: OCRB 9pt
- ※枠内の文字の上下と罫線の間に1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。
- ※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連及び医療機関等でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。
- ※パターン①の場合は、パターン②のシール貼付位置と同じ位置になるよう、枠の左上に寄せて 接種券を印字すること。

接種券(予診のみ)の印字内容:パターン②の場合

No	印字項目	備考	
1	券 種	「1」とし、破線で区切り「(■予診のみ)」と印字すること	
		※マーキング欄は、予め黒塗りした状態とすること	
2	予診回数	「3回目」、「4回目」、「5回目」、「6回目」又は「7回目」と	
		し、数字と文字の間を破線で区切ること	
		※回数は、当該被接種者についての通算の新型コロナ	
		ワクチン接種回数を印字すること	

	I		
3	請求先	·市町村名(都道府県名+市町村名)	
		・市町村 No(総務省全国地方公共団体コード6桁)	
		※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留	
		意されたい。	
		※掲載 URL	
		https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html	
4	券番号	・算用数字 10 桁(固定値・前ゼロ詰め)	
		・市町村において一意となる管理番号とすること	
5	被接種者氏名	·20 文字	
		※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフ	
		ォントを変更することは差し支えない	
6	被接種情報登録	・市町村システム入力支援用	
	用バーコード	•NW-7 規格	
	(任意記載事項)	・サイズ:縦 5.6mm×横 37.21mm 程度	
		VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない	
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用	
		・券種(1桁)+回数(1桁)+市町村コード(6桁)+ 券番	
		号(10 桁 <u>·固定値</u>)	
		※バーコードとの間に2mm 程度の間隔を設けること	
		※OCR ラインの下へ約1mm 以上の余白を設けること	
		※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けな	
		いこと	
8	二次元コード	・VRS の入力支援用	
		・モデル2の二次元コードとすること	
		・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること	
		・サイズ:縦 10 mm×横 10 mm	
		(クリアエリアを含む必要確保サイズ:縦 11 mm×横 11 mm	
		程度)	
		11mm×11 mm -10mm×10 mm	

- ※数字部分の文字フォントとサイズ: OCRB 9pt
- ※枠内の文字の上下と罫線の間に1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。
- ※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連での接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

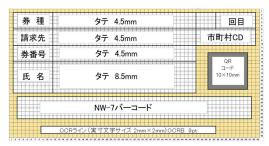
(参考)接種券、接種券(予診のみ)及び接種済証の印刷レイアウト

(パターン① 右上の接種券様式)

券 種	2 (口 予診のみ)	7 回目
請求先	〇〇県〇〇市	123456
券 番 号	1234567890	
氏 名	厚生 ●●●●●●●● 太郎	
271234561234567890		

※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと。

(参考)寸法図



(パターン②様式)



- ※接種券、予診のみ券、接種済証の配置は変更しないこと。(ただし、接種券部分下及び接種済 証部分の余白は適宜削除することが可能。)
- ※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に接種券番号や1~6回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。
- $%1\sim6$ 回目接種の記録を印字する場合は、 $1\sim6$ 回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー/Lot No.を印字することで、本様式を $1\sim7$ 回目接種の接種済証とすることが可能

である。なお、その際は、以下の点に留意すること。

- ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
- ・ 当該市町村において1~6回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「*」 等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
- ・「*」等を印字する場合は、1~6回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないよう、 欄外に「*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された 接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載する ことが考えられること。
- 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。
- 印字のためにシステム改修を行う市町村においては、例えば、予め1~7回目分の印字を行うことを想定してシステムの設定を行うなど、今後、更に記載すべき接種回数が増えた場合 にも、都度改修を行わずとも、柔軟に対応できるようなシステム改修を検討すること。

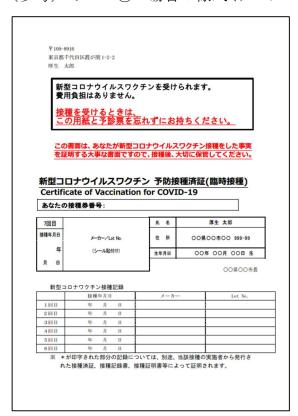
接種済証

接種済証の様式:パターン①の場合

項目	仕様	
サイズ	A4 サイズ ※宛名送付台紙と兼ねる様式とすること(任意)	
紙質	上質紙 55~70kg ベース	
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を	
	1 枚	

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、様式のサイズ、紙質等は適宜変更して差し支えない。

(参考)パターン①の場合の様式イメージ



- ※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に1~6回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。
- $%1\sim6$ 回目接種の記録を印字する場合は、 $1\sim6$ 回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー/Lot No.を印字することで、本様式を $1\sim7$ 回目接種の接種済証とすることが可能である。なお、その際は、以下の点に留意すること。
 - ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
 - ・ 当該市町村において1~6回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「*」 等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
 - ・「*」等を印字する場合は、1~6回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生まないよう、 欄外に「*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された 接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載する ことが考えられること。
 - ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。
 - 印字のためにシステム改修を行う市町村においては、例えば、予め1~7回目分の印字を行うことを想定してシステムの設定を行うなど、今後、更に記載すべき接種回数が増えた場合 にも、都度改修を行わずとも、柔軟に対応できるようなシステム改修を検討すること。

接種済証の様式:パターン②の場合

項目	仕様
サイズ	縦 99.0~105.0mm×横 63.0mm ※タイトル部分は除く

紙質	上質紙 52~55kg ベース	
糊加工	普通粘着以上の糊	
必要枚数	下表(接種済証の印字内容)の情報を記載する接種済証を	
	1 枚	
その他	最上部の表題、7回目等記載欄及び被接種者等情報欄は	
	それぞれ切り離すことができないようにすること(ミシン目は不	
	要)	

[※]下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、接種済証部分のレイアウトは適宜変更して差し支えない。

接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	3回目、4回目、5回目、6回目又は7回目 → 計1
		枚
		※回数は、当該被接種者についての通算の新型コ
		ロナワクチン接種回数を印字すること
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けるこ
		と
3	メーカー/Lot No.	医療機関等でワクチンシール(Lot No.)を貼付する
		ため、記入領域を設けること
4	被接種者氏名	20 文字
		※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字
		のフォントを変更することは差し支えない
5	被接種者住所	住民票に記載されている住所を印字すること
6	被接種者生年月日	被接種者の生年月日を印字すること
7	首長名	「都道府県名+市町村長名」を記載(首長の個人
		名は印字しないことも可能)

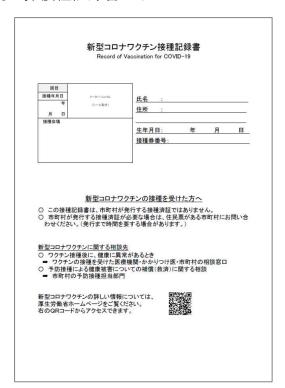
接種記録書

接種記録書の様式

項目	仕様	
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること	
その他	・氏名、住所、生年月日、券番号は被接種者本人に手書き	
	で記載させること	

※氏名等の偽装等の防止のため、発行時に、氏名等の記載を接種券等と照合すること。

(参考)接種記録書のイメージ



※「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」の記載内容については、適宜変更して差し支えない。

接種記録書の印字内容

及住記就自20月11日		
No	印字項目	備考
1	接種回数	○回目(回数部分を追記できるように、1文字分空白を
		開けておくこと)
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー	医療機関等で記入及びワクチンシール(Lot No.)を貼
	/Lot No.	付するため、記入領域を設けること
4	接種会場	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
5	被接種者氏名	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入
		領域を設けること
6	被接種者住所	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入
		領域を設けること
7	被接種者生年月	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入
	日	領域を設けること
8	券番号	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入
		領域を設けること